

国土交通省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

| 管理番号 | 提案区分 区分 分野 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | |
|------|----------------------|----------------------|---|--|---|---------------------------------------|---------|--|---|----------|
| | | | | | | | | | 見解 | 補足資料 |
| 98 | 土地利用する規制緩和 (農地除く) | 地域振興各法における計画策定手続の簡素化 | 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに關し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整 | 【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町村にアンプラグを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を助かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、道徳法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれ省庁から示されるスケジュールに従って、作業が複雑する機会があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することにより、策定期間(更新時期、タイムラグ)によっては、策定作業が複雑し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の継続を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。 | 過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条、第3条 | 総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省 | 九州地方知事会 | 【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に關すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法間とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 さらに、スケジュールについても別紙の理由により慎重な検討が必要と考えられる。(別紙あり) | 【共通事項】 計画を策定する市町村にとっては、あくまでも指定地域の振興策の計画を策定するものであり、複数の法律による指定を受けていたとしても、その振興策に大きな違いはないことから、関係府省から法律ごとに示される技術的助言に沿って計画を策定することは、大きな事務負担となっているため、共通様式化をさせていただきたい。また、事務手続きのスケジュールについては、道徳法等3法に係る計画策定期間が異なる7年度のような場合には、同一地域に關して複数の計画策定が必要となる地方公共団体もあり、庁内の関係部室との協議が継続することなども想定されることから、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覽を示させていただきたい。(10年後にも今年度と同様の状況が想定される。) 【道徳法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】 関係府省から技術的助言をいただいているところであるが、記載項目の助言は、チェックリスト(簡易書式)にする等わかりやすいものとし、作成例として示される様式には具体的な記入例をお示しいただきたい。 【特定農山村法】 他の4法のような時限法ではなく(計画の改定がない)、①定義等(第2条)で「地勢等の地理的條件が劣く、農業の生産条件が不利な地域であり、…」と規定されているとおり、道徳法、山村振興法、半島振興法の指定地域と重複している地域が多く、また、②農林業等活性化基盤整備計画の作成を定めた、第4条第7項では、「基盤整備計画は、過疎地域自立促進計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、…との調和が保たれたものでなければならぬ。」と規定されていることから、関係府省による調整の対象とされるべきと考える。 | 有(5法比較表) |
| 326 | 土地利用する規制緩和 (農地除く) | 地域振興各法における計画策定手続の簡素化 | 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに關し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整 | 【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町村にアンプラグを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を助かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、道徳法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれ省庁から示されるスケジュールに従って、作業が複雑する機会があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することにより、策定期間(更新時期、タイムラグ)によっては、策定作業が複雑し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の継続を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。 | 過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条、第3条 | 総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省 | 山口県産農協 | 【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に關すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法間とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 さらに、スケジュールについても別紙の理由により慎重な検討が必要と考えられる。(別紙あり) | 【共通事項】 計画を策定する市町村にとっては、あくまでも指定地域の振興策の計画を策定するものであり、複数の法律による指定を受けていたとしても、その振興策に大きな違いはないことから、関係府省から法律ごとに示される技術的助言に沿って計画を策定することは、大きな事務負担となっているため、共通様式化をさせていただきたい。また、事務手続きのスケジュールについては、道徳法等3法に係る計画策定期間が異なる27年度のような場合には、同一地域に關して複数の計画策定が必要となる地方公共団体もあり、庁内の関係部室との協議が継続することなども想定されることから、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覽を示させていただきたい。(10年後にも今年度と同様の状況が想定される。) 【道徳法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】 関係府省から技術的助言をいただいているところであるが、記載項目の助言は、チェックリスト(簡易書式)にする等わかりやすいものとし、作成例として示される様式には具体的な記入例をお示しいただきたい。 【特定農山村法】 他の4法のような時限法ではなく(計画の改定がない)、①定義等(第2条)で「地勢等の地理的條件が劣く、農業の生産条件が不利な地域であり、…」と規定されているとおり、道徳法、山村振興法、半島振興法の指定地域と重複している地域が多く、また、②農林業等活性化基盤整備計画の作成を定めた、第4条第7項では、「基盤整備計画は、過疎地域自立促進計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、…との調和が保たれたものでなければならぬ。」と規定されていることから、関係府省による調整の対象とされるべきと考える。 | 有(5法比較表) |

国土交通省 平成27年度の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

| 管理番号 | ＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞ | 国土交通省・全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの | 各府県からの第2次回答 | 平成27年度の地方からの提案等に関する対応方針 【平成27年12月22日閣議決定】記載内容 ※平成29年度方針(平成27.12.20閣議決定)に記載があるものは当該後継者<平成28>として併記 ※平成28年度方針(平成28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該後継者<平成29>として併記 | 対応方針の措置(検討)状況 | | | |
|------|--|---|---|---|--|---|---------------|-------|--|
| | | | | | 措置方法(検討状況) | 実施(予定)時期 | これまでの措置(検討)状況 | 今後の予定 | |
| 98 | 北海道、富山県、愛知県、豊田市、鳥取県、鳥根県、奥出雲町、山口県、萩市、愛媛県、宇和島市 ○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興法では、法律ごとには計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態がある。 ○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興法では、法律ごとには計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、共通する項目について、共通指針として、県内15市町村のうち3計画の策定が2市1町、2計画の策定が4市2町あり、多大な事務負担となっている。 【3計画策定2市1町】 ○道庁、山村振興、特定農山村 【2計画策定14市町村】 ○山村振興、特定農山村 3市2町 ○山村振興、半島振興 1市 ○(半島振興計画) *H27.4.1 半島振興計画策定依頼 庁内での調整、その後県内市町村との調整 *H27.7.10 半島振興計画第1次案提出期限 国からの意見への対応、庁内での再調整、県内市町村との再調整 *H27.9.4 半島振興計画第2次案提出期限 国からの意見への対応 *H27.10.9 半島振興計画第3次案提出期限 *H27.10月中旬 半島振興計画正式提出(市町との正式協議の公文写しを添付) (道庁方針・計画) *H27.5.15 道庁方針・計画策定についての通知 道庁方針策定について庁内での調整 市町に道庁方針策定について作業依頼 *H27.10.20 道庁方針正式提出 *市町は12月議案を目的に道庁方針の議案提出 今年度は、道庁方針・半島振興法に係る方針・計画を策定する必要があるが、上記のとおりスケジュールに従って、作業が継続する場合は、県、市町村間の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となっている。また、市町においては、地方総合戦略の策定の作業の担当課とも重複しており、条件不利地域を多抱える自治体の場合、さらなる負担が生じている状況である。 ○今年度、道庁地域自立促進計画に山村振興計画の2計画の策定作業を予定しているが、提案にあるように、計画の記載例がそれぞれ異なるため、共通の項目であっても別の記載内容を検討する必要があるが、事務量の増加につながる。 ○本県では道庁指定市町12市町、山振地域のある市町14市町のうち、11市町が重複している。 市町の多くは道庁法と山村振興法とで所管課が異なる、同様の事務手続きを複数の職員が重複して行っている。 また、国においても道庁法と山村振興法の所管が異なるため、同様の問合せを各法ごとに関し合わせる必要があり、手続きが煩雑である。 手続きの共通化・簡素化により、業務負担が大きく軽減されるものと考える。 ○本町でも、平成27年度において、道庁法及び山村振興法に係る計画の策定(変更)が必要であるほか、平成22年度に策定した総合計画の見直しも予定していた。このような状況の中で、急ぎ総合戦略の策定も行う必要が生じており、業務量からみて大きな負担となっている。 ○本市においても同一地域で類似の計画を複数策定する必要があるが、事務に係る負担は大きいため、事務負担の軽減につながる本提案に賛同する。 | 【全国市長会】 計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求める。 | 【道庁法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】 提案を踏まえ、地方公共団体が各地域振興法に基づく計画を同一年度に策定する必要がある場合には、関係府県が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとした。 ・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興法に基づき計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目を明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合については、当該部分について同様の記載ふりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。 ・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府県のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。 【特定農山村法】 見解をお示しいただいたとおり、本法は時限法ではなく、農林業等活性化基盤整備計画(基盤整備計画)の改定が一斉に必要な等の機会は想定されない。 また、市町村が行う本計画の作成・改定は、任意のタイミングで行うものであり、さらに、作成・改定の際には、市町村が都道府県知事との協議を行えば足り、国が関与しない仕組みであることから、国がスケジュール調整を行うような機会は想定されない。 なお、御指摘のあった法第4条第7項は、基盤整備計画の内容が地域振興等に関する諸計画の方向と矛盾することがないよう、整合性の確保について定めたものであり、スケジュール調整の機軸となるものではない。 以上から、本法は、計画策定が重複した場合に関係府県によりスケジュール調整を行うものには当たらないと考える。 | 【国土交通省】 (8) 道庁振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び道庁地域自立促進特別措置法(昭12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管。山村振興法及び道庁地域自立促進特別措置法は、総務省及び農林水産省と共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等と同一年度に策定する必要がある場合には、関係府県が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとした。 ・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興法に基づき計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目を明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合については、当該部分について同様の記載ふりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。 ・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府県のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。 | 【再掲】 6(国土交通省) (8) 道庁振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び道庁地域自立促進特別措置法(昭12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管。山村振興法及び道庁地域自立促進特別措置法は、総務省及び農林水産省と共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等と同一年度に策定する必要がある場合には、関係府県が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとした。 ・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興法に基づき計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目を明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合については、当該部分について同様の記載ふりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。 ・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府県のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。 【特定農山村法】 見解をお示しいただいたとおり、本法は時限法ではなく、農林業等活性化基盤整備計画(基盤整備計画)の改定が一斉に必要な等の機会は想定されない。 また、市町村が行う本計画の作成・改定は、任意のタイミングで行うものであり、さらに、作成・改定の際には、市町村が都道府県知事との協議を行えば足り、国が関与しない仕組みであることから、国がスケジュール調整を行うような機会は想定されない。 なお、御指摘のあった法第4条第7項は、基盤整備計画の内容が地域振興等に関する諸計画の方向と矛盾することがないよう、整合性の確保について定めたものであり、スケジュール調整の機軸となるものではない。 以上から、本法は、計画策定が重複した場合に関係府県によりスケジュール調整を行うものには当たらないと考える。 | 【再掲】 6(国土交通省) (8) 道庁振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び道庁地域自立促進特別措置法(昭12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管。山村振興法及び道庁地域自立促進特別措置法は、総務省及び農林水産省と共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等と同一年度に策定する必要がある場合には、関係府県が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとした。 ・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興法に基づき計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目を明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合については、当該部分について同様の記載ふりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。 ・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府県のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。 | | | |
| 326 | 北海道、富山県、愛知県、豊田市、鳥取県、鳥根県、奥出雲町、山口県、萩市、愛媛県、宇和島市 ○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興法では、法律ごとには計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態がある。 ○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興法では、法律ごとには計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、共通する項目について、共通指針として、県内15市町村のうち3計画の策定が2市1町、2計画の策定が4市2町あり、多大な事務負担となっている。 【3計画策定2市1町】 ○道庁、山村振興、特定農山村 【2計画策定14市町村】 ○山村振興、特定農山村 3市2町 ○山村振興、半島振興 1市 ○(半島振興計画) *H27.4.1 半島振興計画策定依頼 庁内での調整、その後県内市町村との調整 *H27.7.10 半島振興計画第1次案提出期限 国からの意見への対応、庁内での再調整、県内市町村との再調整 *H27.9.4 半島振興計画第2次案提出期限 国からの意見への対応 *H27.10.9 半島振興計画第3次案提出期限 *H27.10月中旬 半島振興計画正式提出(市町との正式協議の公文写しを添付) (道庁方針・計画) *H27.5.15 道庁方針・計画策定についての通知 道庁方針策定について庁内での調整 市町に道庁方針策定について作業依頼 *H27.10.20 道庁方針正式提出 *市町は12月議案を目的に道庁方針の議案提出 今年度は、道庁方針・半島振興法に係る方針・計画を策定する必要があるが、上記のとおりスケジュールに従って、作業が継続する場合は、県、市町村間の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となっている。また、市町においては、地方総合戦略の策定の作業の担当課とも重複しており、条件不利地域を多抱える自治体の場合、さらなる負担が生じている状況である。 ○今年度、道庁地域自立促進計画に山村振興計画の2計画の策定作業を予定しているが、提案にあるように、計画の記載例がそれぞれ異なるため、共通の項目であっても別の記載内容を検討する必要があるが、事務量の増加につながる。 ○本県では道庁指定市町12市町、山振地域のある市町14市町のうち、11市町が重複している。 市町の多くは道庁法と山村振興法とで所管課が異なる、同様の事務手続きを複数の職員が重複して行っている。 また、国においても道庁法と山村振興法の所管が異なるため、同様の問合せを各法ごとに関し合わせる必要があり、手続きが煩雑である。 手続きの共通化・簡素化により、業務負担が大きく軽減されるものと考える。 ○本町でも、平成27年度において、道庁法及び山村振興法に係る計画の策定(変更)が必要であるほか、平成22年度に策定した総合計画の見直しも予定していた。このような状況の中で、急ぎ総合戦略の策定も行う必要が生じており、業務量からみて大きな負担となっている。 ○本市においても同一地域で類似の計画を複数策定する必要があるが、事務に係る負担は大きいため、事務負担の軽減につながる本提案に賛同する。 | 【全国市長会】 計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求める。 | 【道庁法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】 提案を踏まえ、地方公共団体が各地域振興法に基づく計画を同一年度に策定する必要がある場合には、関係府県が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとした。 ・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興法に基づき計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目を明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合については、当該部分について同様の記載ふりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。 ・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府県のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。 【特定農山村法】 見解をお示しいただいたとおり、本法は時限法ではなく、農林業等活性化基盤整備計画(基盤整備計画)の改定が一斉に必要な等の機会は想定されない。 また、市町村が行う本計画の作成・改定は、任意のタイミングで行うものであり、さらに、作成・改定の際には、市町村が都道府県知事との協議を行えば足り、国が関与しない仕組みであることから、国がスケジュール調整を行うような機会は想定されない。 なお、御指摘のあった法第4条第7項は、基盤整備計画の内容が地域振興等に関する諸計画の方向と矛盾することがないよう、整合性の確保について定めたものであり、スケジュール調整の機軸となるものではない。 以上から、本法は、計画策定が重複した場合に関係府県によりスケジュール調整を行うものには当たらないと考える。 | 【再掲】 6(国土交通省) (8) 道庁振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び道庁地域自立促進特別措置法(昭12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管。山村振興法及び道庁地域自立促進特別措置法は、総務省及び農林水産省と共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等と同一年度に策定する必要がある場合には、関係府県が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとした。 ・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興法に基づき計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目を明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合については、当該部分について同様の記載ふりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。 ・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府県のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。 | 【再掲】 6(国土交通省) (8) 道庁振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び道庁地域自立促進特別措置法(昭12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管。山村振興法及び道庁地域自立促進特別措置法は、総務省及び農林水産省と共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等と同一年度に策定する必要がある場合には、関係府県が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとした。 ・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興法に基づき計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目を明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合については、当該部分について同様の記載ふりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。 ・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府県のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。 | | | | |